

# 令和5年度 社会福祉法人指導監査の結果概要

## 1 指導監査の実施状況

令和5年度は、10法人を対象として指導監査を実施しました。

このうち4法人への指導監査は、三重県福祉監査課が行う社会福祉施設指導監査と合わせて実施しました。

### (1) 実施状況

指導監査実施数 10法人 (対象法人数 31法人)

※対象法人数は、年度当初の鈴鹿市が所管する法人数です。

### (2) 指摘状況（文書及び口頭指摘）

指摘ありの法人数 10法人

指摘なしの法人数 0法人

合計 10法人

### (3) 指摘の項目別件数

指 摘 項 目	指摘件数
I 法人運営	92
1 定款の状況	2
2 評議員・評議員会の状況	37
3 理事の状況	11
4 監事の状況	4
5 理事会の状況	33
6 評議員、理事、監事の報酬の状況	5
II 事業	2
1 事業一般の状況	1
2 社会福祉事業の実施状況	1
3 公益事業の実施状況	0
4 収益事業の実施状況	0
III 管理	120
1 人事管理の状況	1
2 資産管理の状況	4
3 会計管理の状況	91
4 その他	24
合計	214

※ I - 2 「評議員・評議員会の状況」の主な指摘

- ・評議員の選任にあたり、徴収すべき書類に不備がある。
- ・選任手続に関する書類が、法人事務所内に保管されていない。

I - 3 「理事の状況」の主な指摘

- ・各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれている。

I - 5 「理事会の状況」の主な指摘

- ・理事会において、議案について特別の利害関係を有する理事がいないことを確認していない。また、確認したことを議事録に記載していない。
- ・理事長による職務の執行状況が、実際に開催された理事会において報告されていない。

(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項の規定により、報告の省略はできない。)

III - 3 「会計管理の状況」の主な指摘

- ・法令及び経理規程等に基づく適正な事務処理が行われていない。
- ・法令に基づき適正な計算書類や注記が作成されていない。
- ・附属明細書の記載内容に不備がある。
- ・財産目録の記載内容に不備がある。

III - 4 「その他」の主な指摘

- ・当該法人が登記しなければならない事項について、期限までに登記がなされていない。
- ・法令に基づく適正な情報の公表が行われていない。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

令和5年度は、対象となる法人はありません。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人に、随時、特別監査を実施していません。

令和5年度は、1法人に対し特別監査を実施し、不適切な法人運営及び財産管理について改善を求める指導を行いました。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

令和5年度は、対象となる法人はありません。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

令和5年度は、対象となる法人はありません。